

資料4

警察庁提出資料

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【1】

【該当する骨子】

被害児童に対する保護活動

【取組の概要】

少年補導・少年相談を通じた被害児童の早期発見・早期保護

【取組の詳細】

街頭補導時における積極的な声掛け及び補導並びに少年相談受理時における専門職員等による適切な対応等により、児童買春、児童ポルノ事犯による被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護を推進している。

【不良行為少年の補導人員】

平成 24 年 917,926 人（うち不健全性的行為 1,320 人）

平成 25 年 809,652 人（うち不健全性的行為 1,539 人）

平成 26 年 731,174 人（うち不健全性的行為 1,302 人）

【少年相談受理件数】

平成 24 年 66,113 件

平成 25 年 65,125 件

平成 26 年 63,770 件

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【2】

【該当する骨子】

被害児童に対する保護活動

【取組の概要】

サイバー補導による被害児童の早期発見・保護の推進

【取組の詳細】

児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を実施し、児童買春、児童ポルノ事犯の被害児童の早期発見・保護を推進している。

【サイバー補導による補導人員】

平成 25 年中 197 人

平成 26 年中 501 人

平成 25 年中は、試行期間（4 月 15 日～10 月 20 日）を含む 4 月 15 日～12 月 31 日の間

インターネットに起因する犯罪から児童を保護するためのサイバー補導の推進

背景

急速に普及するスマートフォン

児童による援助交際等の書き込み多発

街頭補導による
被害防止困難

児童の福祉犯等被害増加

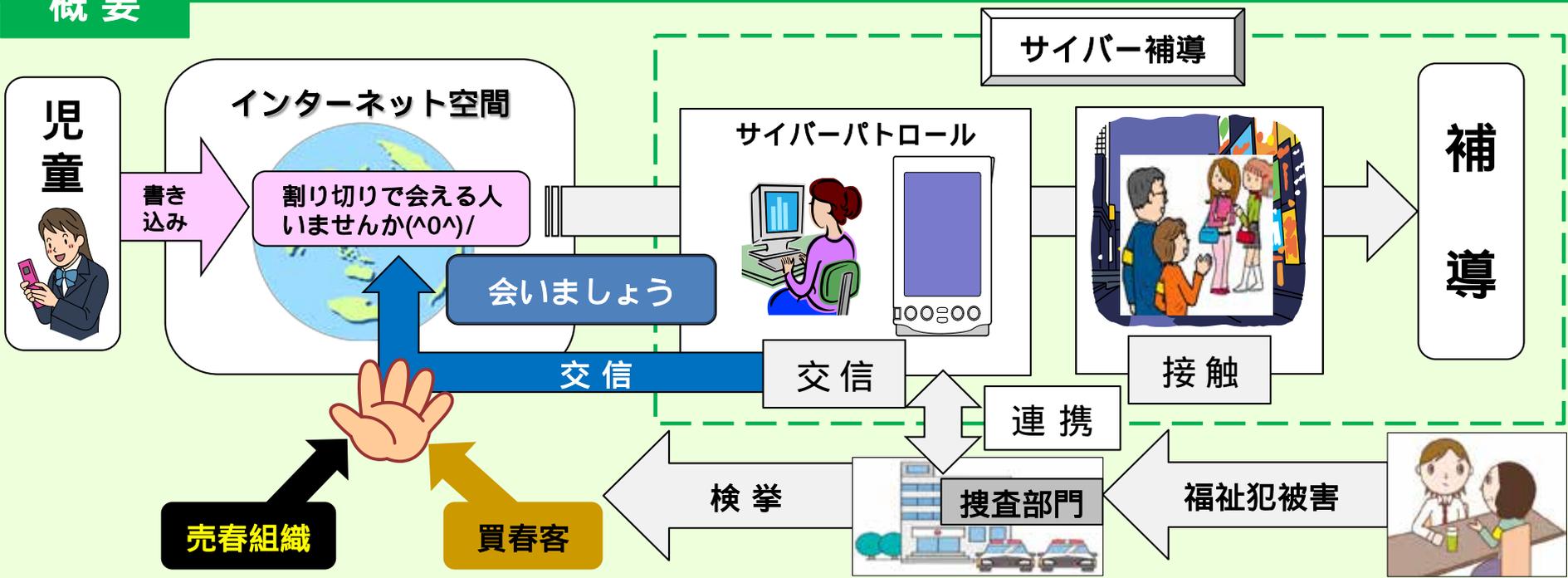
新たな対策
の必要性

援助交際を求め
る児童を狙った
売春組織の出現

児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接に注意・指導等を実施 **サイバー補導**

インターネットに起因する犯罪から児童を保護

概要



児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【3】

【該当する骨子】

被害児童に対する保護活動
被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

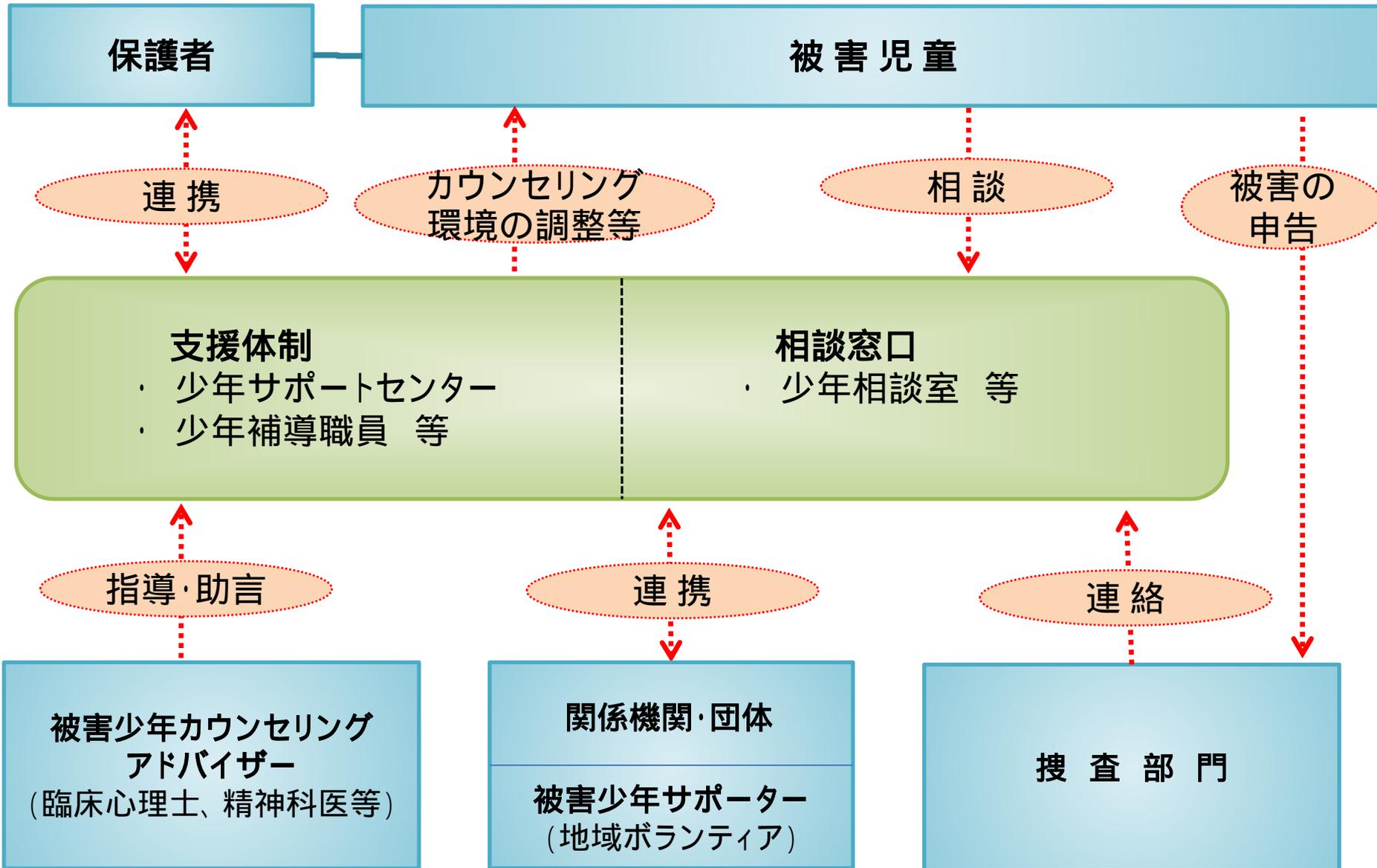
【取組の概要】

少年補導職員等による被害児童に対する継続的な支援の実施

【取組の詳細】

被害児童の精神的打撃の軽減を図るため、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等により、個々の被害児童の特質に応じたカウンセリングの実施や、家庭、学校、児童相談所等と連携した環境調整等による継続的な支援を実施している。

被害児童の支援



児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【4】

【該当する骨子】

被害児童に対する保護活動

【取組の概要】

カウンセリングアドバイザーの委嘱

【取組の詳細】

被害児童支援の担当職員が心理学等の専門家からアドバイスを受けることができるよう臨床心理士、大学教授、精神科医等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

平成27年度、全国の都道府県警察において、118名の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱している。

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【5】

【該当する骨子】

被害児童に対する保護活動

【取組の概要】

少年相談への適切な対応

【取組の詳細】

少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行の取り扱いの豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。面接のほか、気軽に相談できるよう、「ヤングテレホンコーナー」等の名称でフリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。

【少年相談の受理件数】

平成 24 年 66,113 件

平成 25 年 65,125 件

平成 26 年 63,770 件

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【6】

【該当する骨子】

被害児童に対する保護活動

【取組の概要】

児童相談所との緊密な連携

【取組の詳細】

児童買春や児童ポルノ事犯の被害に関する通報に対して、事案に応じ厳正な捜査を行うほか、児童相談所等と緊密に連携して被害児童の保護・支援を実施している。

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【7】

【該当する骨子】

被害児童保護を行う者の資質の向上

【取組の概要】

各種会議・研修における職員に対する意識啓発の実施

【取組の詳細】

都道府県警察の職員を対象とした各種会議や各種研修において、児童買春・児童ポルノ事犯の被害児童の早期発見・早期保護に努めるように指示し、意識啓発を図っている。

【会議の開催状況】

- ・平成 27 年 5 月 全国少年警察担当課長会議
- ・平成 27 年 10 月 全国生活安全・地域警察関係課長会 等

【研修の開催状況】

- ・平成 26 年 8 月 少年保護対策専科
- ・平成 26 年 9 月 少年補導幹部専科
- ・平成 27 年 2 月 児童ポルノ事犯専科
- ・平成 27 年 7 月 少年保護対策専科

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【 8 】

【該当する骨子】

被害児童保護を行う者の資質の向上

【取組の概要】

被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及

【取組の詳細】

被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について、都道府県警察への普及を図っている。

【研修の開催状況】

- ・平成 26 年 8 月 少年保護対策専科
- ・平成 27 年 2 月 児童ポルノ事犯専科
- ・平成 27 年 7 月 少年保護対策専科

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【9】

【該当する骨子】

被害児童保護を行う者の資質の向上

【取組の概要】

被害児童支援担当者への教養の充実

【取組の詳細】

都道府県警察の被害児童支援担当者の能力向上を図るため、カウンセリングの実施方法、事案発生時の的確な対処方法、被害からの立ち直り支援方策等児童ポルノ事犯等の特性を踏まえた被害児童支援についての教養の充実に努めている。

【研修の開催状況】

- ・平成 26 年 8 月 少年保護対策専科
- ・平成 26 年 9 月 少年補導幹部専科
- ・平成 27 年 2 月 児童ポルノ事犯専科
- ・平成 27 年 7 月 少年保護対策専科

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【10】

【該当する骨子】

被害児童保護に関する調査研究の推進

【取組の概要】

被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究

【取組の詳細】

科学警察研究所において、平成 26 年度から 28 年度までの間、児童の被暗示性の測定手法を検討することを目的として、被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究を実施している。これは、捜査官に対して、聴取が難しかった児童の事案に関する聞き取り調査を行い、児童の特性として被暗示性の査定に焦点を当てるものである。児童の保護者等、第三者による評価によって児童の被暗示性を査定するためのチェックリストの作成に向けて、児童と保護者を対象とした調査を実施して必要な基礎的データを収集し、更に児童を対象とした実験調査を実施中である。

被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究 (科学警察研究所)

被害児童に対する面接手法に関する行動科学的研究

- 被害児童に対する捜査面接における面接手法の検討
 - 捜査員、児童・保護者に対する質問紙調査(宮寺ら, 2012)
- 児童に対する面接における各種法の効果
 - オープン質問の効果に係る実験(宮寺ら, 2012)
 - ラポール形成時の質問の効果に係る実験(藤原ら, 2013)
 - グラウンド・ルールの効果に係る実験(久原ら, 2014)

被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究

- 児童の特性に関する研究
 - 児童の被暗示性測定に関する実験(現在、継続中)